

令和6年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年3月1日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月1日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	山 岸 美 登 利
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	飯 田 雅 広	6番	板 倉 浩 幸
	7番	三 浦 知 将	8番	吉 田 正 昭
	9番	加 藤 裕 子	10番	富 田 さ と み
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 推 進 策 室	室 長	小島 昌己		
	総 務 部	部 長	鈴木 敬	総務課長	藤下 真人
	民 生 部	部 長	不破 生美	住民課長	戸谷 政司
		保 険 医 療 課 長	後藤 雅幸	子 ども 課 長	飯田 陽亮
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎	次 長 兼 ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	福谷 光芳
	上 下 水 道 部	部 長	伊藤 和光	水道課長	寺本 章人
		下 水 道 課 長	北條 寿文		
	消 防 本 部	消 防 長	高塚 克己	予防課長	山田 悌司
		総務課長	三谷 克利		
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	舘林 久美	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	萩野 み代	書 記	荒木 慎介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	10 番	富 田 さとみ	11 番	伊 藤 俊 一	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 日程第5 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 日程第6 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第3号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第9 議案第4号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第5号 令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 施政方針
- 日程第12 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告について
- 日程第13 議案第6号 蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例及び蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第16号 蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第17号 蟹江町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第25 議案第18号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第26 議案第19号 令和6年度蟹江町一般会計予算
- 日程第27 議案第20号 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第21号 令和6年度蟹江町土地取得特別会計予算

- 日程第29 議案第22号 令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第30 議案第23号 令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第31 議案第24号 令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第25号 令和6年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第33 議案第26号 令和6年度蟹江町下水道事業会計予算
- 追加日程第34 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第35 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 追加日程第36 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第37 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第38 議案第3号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）

○議長 水野智見君

おはようございます。

令和6年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表したいと思えます。また、被災された皆様並びにそのご家族の皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地での救助活動、復旧作業に従事しておられる方々に深く敬意を表しますとともに、ボランティア活動等において参加されている皆様に感謝申し上げます。

被災されました皆様の生活が平穏に戻れますよう、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

ご覧いただいていますように、今定例会におきまして鉢花が置いてあります。これは、昨年の暮れに町長も同席されてみえましたが蟹江町花き部会との懇談会におきまして、議会において鉢花を置いてもらうことはできないかという相談がありまして、今回の議会運営委員会において相談させていただきました結果、今回エラチオールベゴニアという花を提供していただきまして、まず試験的に置かせてもらいましたので、よろしく願いいたします。

西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及び代表質問並びに一般質問の撮影、放送許可願が提出されていますので、議会傍聴規則第4条の規定により許可しました。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は、電源をお切りいただくか設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これより令和6年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名します。

ここで、去る2月22日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安藤洋一でございます。

それでは、2月22日に開催されました令和6年第1回3月定例会第1回議会運営委員会の審議結果について報告を申し上げます。

1、会期の決定について。

令和6年3月1日金曜日から3月21日木曜日までの21日間。

2、議事日程について。

日時、議事日程、備考の順に読み上げてまいります。

3月1日金曜日午前9時。議案上程、付託、精読。施政方針。人事、先議案件、審議、採決。その後、全員協議会。その後、議員総会。組合議会議員選出のため、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催いたします。先議の内容ですが、選挙第1号、同意第1号、議案第1号から議案第3号。

5日火曜日午前9時。これは1日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

7日木曜日午前9時。総務民生常任委員会、付託事件審査、所管事務調査。付託の内容ですが、議案第6号から議案第8号、議案第10号から議案第13号、その後、打ち合わせ。

同日午後1時30分。防災建設常任委員会、付託事件審査、所管事務調査。付託事件内容ですが、議案第9号、議案第14号から議案第18号。その後、1番、東郊線についての報告、2番、町内視察となっております。

12日火曜日午前9時。代表質問。

13日水曜日午前9時。一般質問。その後、議会広報編集委員会、5月1日発行号の割り付け等。議会運営委員会、意見書等の取りまとめとなっております。

14日木曜日午前9時。13日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

15日金曜日午前9時。予算審議。

18日月曜日午前9時。15日に終了できなかった場合の予備日となっております。

21日木曜日午前9時。委員長報告、議案審議、採決、そして閉会となっております。

3、先議案件について。

議案第3号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）」は、初日に追加日程により審議、採決を行います。

4、人事案件について。

(1) 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」。

この件については、初日に追加日程により選挙を行います。選挙の方法は、議長の指名推選とし、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催し、被選挙人を選出いたします。

(2) 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」。

(3) 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

(4) 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

以上3件については、初日に追加日程により審議、採決を行います。

5、総務民生常任委員会、所管事務調査について。

3月7日木曜日、付託事件審査終了後、今後の調査について打ち合わせを行います。

6、防災建設常任委員会、所管事務調査について。

3月7日木曜日、付託事件審査終了後、「東郊線踏切に関する報告について」理事者から説明を受けます。その後、「希望の丘広場防災資機材について」の視察を行います。

7、代表質問について。

(1) 質問順序について。

1、新風、石原裕介議員、2、新生クラブ、富田さとみ議員、3、新政会、三浦知将議員、4、立憲民主党、飯田雅広議員、5、日本共産党、板倉浩幸議員、6、公明党、山岸美登利議員。質問順序は以上です。

(2) 質問場所について。

当初の質問は登壇して行い、再質問からは質問席で行う。

なお、質問は30分以内で行い、質問回数の制限はいたしません。

(3) 質問の通告について。

町長の施政方針の内容に即した質問とし、その質問の要旨を通告書様式により初日の前日正午までに議長へ通告をお願いします。

(4) 代表質問の際の議員提出参考資料については、質問の前々日の正午までに議会事務局に電子データを提出してください。質問当日にモニター等を使用する議員は、あらかじめ分かっていたら通告書にその旨を記載してください。

8、一般質問について。

これは、代表質問と一般質問を行う定例会の場合の例としてであります。

(1) 代表質問を行う議員は、一般質問を行うことはできない。2名以上の会派においては、代表質問を行わない議員は、一般質問を行うことができる。

(2) 質問数は、1人1問とする。

(3) 通告書様式により質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告をお願いします。答弁を求める者についても通告書に記載をお願いします。

(4) 一般質問の際の議員提出参考資料については、質問1日目の前々日の正午までに議会事務局に電子データを提出をお願いします。質問当日にモニター等を使用する議員は、あらかじめ分かっていたら通告書にその旨を記載をお願いします。

9、予算審議について。

審議の方法は、先例により行います。

(1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は1人3回までとし、歳出は款ご

とに1人3回までといたします。

(2) 特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までといたします。

10、意見書等について。

12月定例会から継続審議となっていた(1)から(4)と12月定例会以後新たに提出された意見書(5)から(7)の取り扱いについて、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議をいたします。

(1) 現行の健康保険証の存続を求める意見書。

(2) 小中学校の給食費無償化を求める意見書。

(3) 医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営される職場に対し物価高騰対策を今まで以上に行うことを求める意見書。

(4) 現行の健康保険証の存続を求める意見書。

(5) 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書。

(6) 安全安心な保育を守り、職員が働き続けられる保育職場とするために、最低基準としての保育士配置基準を引き上げ、公定価格を抜本的に改善する意見書。

(7) 職員の人権も福祉の対象者の人権も守るために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げと職員配置基準改善の意見書。

11、その他。

(1) 政務活動費について。

令和6年度の交付申請書及び令和6年4月分から9月分の請求書については、3月21日木曜日までに、令和5年度収支報告書については、4月12日金曜日までに議会事務局へ提出する。

(2) 議会関係令和6年度予算について。

事務局から議会関係令和6年度予算に関する説明を受けました。また、全議員には、議員総会にて説明をいたします。

(3) 令和6年能登半島地震災害義援金について。

議員1人当たり1万円という案で、議員総会で協議をお願いいたします。

(4) 議員総会の開催について。

3月1日金曜日または3月5日火曜日の全員協議会終了後に開催し、議会関係令和6年度予算について事務局から説明を受けた後、令和6年能登半島地震災害義援金について協議をお願いします。

(5) 議員互助会役員会及び総会の開催について。

6月定例会に開催いたします。それまでの間に令和6年度予算において緊急の支出等が生じた場合は、議長と議会事務局に判断を一任いたします。

(6) 議場への鉢花等設置について。

町の特産である花きを広く知っていただくことを目的として、蟹江町花き部会より鉢花を提供の上で議場へ展示することについて依頼があったため、令和6年3月定例会会期中に鉢花と「かに丸くんぬいぐるみ」の試行設置を行います。これですね。

(7) その他。

陳情の取り扱いについて。

意見書案が添付されていない陳情についても、議会運営委員会における説明資料「意見書等について」に記載することといたしました。

報告は、以上となります。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

○議長 水野智見君

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番富田さとみさん、11番伊藤俊一君を指名いたします。

○議長 水野智見君

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの21日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は21日間と決定しました。

○議長 水野智見君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題とします。

配付文書のとおり、会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもって報告に代えます。

○議長 水野智見君

日程第4 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

改めまして、おはようございます。

それでは、ご提案申し上げます。

選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」。

海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行うものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町議会。

本町から選出いたします議員は、1名でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、組合議会議員の任期満了に伴い、必要があるからである。

参考といたしまして、海部地区環境事務組合議会議員の任期は、2年でございます。

組合の規約第5条第2項の規定に基づきまして、令和5年5月10日に推選されました三浦知将議員が現在着任しておられますが、令和6年3月31日をもって任期満了となりますので、後任の方を選出していただくものでございます。

次の任期といたしましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、選挙第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、選挙第1号の選挙につきましては、午前の休憩時間に総務民生常任委員会を協議会室で開催し、組合議会議員の選出をお願いしたいと思います。

また、選出されましたら、議長までご報告をお願いします。

○議長 水野智見君

日程第5 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

ご提案申し上げます。

同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

記といたしまして、識見を有する者から選任しようとする監査委員。

住所、蟹江町桜三丁目〇番地。

氏名、山本隆彦。

生年月日、昭和31年7月〇日。

提案理由。

この案を提出するのは、識見を有する者から選任された西尾重義監査委員の任期が令和6年5月8日をもって満了となるからである。

2ページをお願いいたします。

蟹江町監査委員選任予定者の略歴等でございます。

氏名、山本隆彦。

生年月日、昭和31年7月〇日、67歳。

住所、蟹江町桜三丁目〇番地。

職業、税理士。

公職歴、なし。

賞罰、なし。

3ページをお願いいたします。

参考として、蟹江町監査委員任期経過表をおつけいたしております。

識見を有する監査委員の次の任期は、令和6年5月9日から令和10年5月8日までの4年間となります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

ただいまのプロフィールにつきましては、議会事務局長からのとおりでございます。昭和50年4月に税務大学校に山本氏はお入校され、名古屋市の税務署に1976年7月に配属をされたそうでございます。その後、名古屋の国税局管内における東海4県下の数々の税務署並びに国税局において、個人事業者、または所得税、消費税の調査のほか確定申告の相談業務、青色申告制度のための指導について従事をされております。およそ46年間の長きにわたりまして一貫して税務関係の仕事に携わっておみえでございます。

また、令和4年、2022年でありますけれども、名古屋国税局の相談室を退官をされた後、税理士事務所をご案内のとおり現在開いておみえでございます。

人格、識見も大変高い方でございます。人望も厚い方でございますので、ぜひともご推薦を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第6 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、愛知県海部郡蟹江町泉一丁目〇番地。

氏名、藤川和子。

生年月日、昭和29年8月〇日。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、藤川和子委員が令和6年9月30日をもって任期満了となり、推薦する必要があるからでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページは、略歴でございます。

氏名、藤川和子。

生年月日、昭和29年8月〇日、69歳。

住所、愛知県海部郡蟹江町泉一丁目〇番地。

職業、無職。

公職歴等、人権擁護委員、平成30年10月1日からでございます。

賞罰、なし。

3ページをご覧ください。

参考といたしまして、人権擁護委員の任期一覧でございます。今回の藤川委員は、上から3番目でございます。藤川委員といたしましては、今回の任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

被推薦者の藤川和子さん、私からも推薦を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、平成30年10月から人権擁護委員として、これは法務大臣の委嘱を受けて

ございます。現在に至るまで、人権相談や啓発活動など活発に活動いただいております。人格、識見も大変高い方、そして人望も厚いことなど適任者であると考えてございますので、ぜひともご推薦を申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第7 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、愛知県海部郡蟹江町本町十一丁目〇番地。

氏名、飯尾一利。

生年月日、昭和32年7月〇日。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、安井朝夫委員が令和6年3月31日をもって解嘱となり、推薦する必要があるからでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページは、略歴でございます。

氏名、飯尾一利。

生年月日、昭和32年7月〇日、66歳。

住所、愛知県海部郡蟹江町本町十一丁目〇番地。

職業、再任用教員。

公職歴等、社会教育委員、令和3年4月1日からでございます。

賞罰、なし。

3ページをご覧ください。

人権擁護委員任期一覧でございます。今回の飯尾委員は、最下段でございます。今回の任期は、令和6年10月1日からの3年間でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

被推薦者の飯尾一利さん、ご案内のとおり小学校の教諭として長きにわたり教育に携われておみえでございます。教諭としてお勤めのかたわら、愛知県の人権教育推進委員、そしてまた愛知県の道德教育研究会の会長を歴任をされました。人権教育や道德教育に大変力を入れられております。

また、地元自治体の役員や蟹江町の人権教育委員を務められるなど、多方面で今現在ご活躍をいただいております。人権、識見も高く、人望も厚いことなどから適任者であると考えてございますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○1番 多田陽子君

議案第1号、第2号ともになんですけれども、反対をするつもりなどはないんですが、こういう人権に関わる問題に関して、いつも年輩の方が推薦されることが多いことを、ほかの市町村においてでもそうなんですけれども、疑問に思っております。若い方というのは、こういう場になかなか選んでいただけないのはどういった理由があるのでしょうか。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問いただきました、推薦をさせていただく方が高齢の方が多いという理由なんですけれども、人権擁護委員の方々に候補者を探していただいております。当然若い方にもお声をかけさせていただくんですけれども、なかなかお仕事をしながらというところは難しい状況がございます。

今回の飯尾一利さんにつきましては、今回退任される方が探していただいております。お声がけいただいております。

町といたしましても、若い方やっていただける方がおみえになれば、当然そういう方に当たりたいなというところがございますけれども、なかなか全国的に若い方のなり手が少ないというところが現状でございます。

町といたしましても、それなりに対応はさせていただきたいと思うんですけれども、このようになっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

そのような理由というのが、やはりそうだろうなというところはあるんですが、私41歳ですけれども、子どもたちの世代と話すときも人権のことなどに関しては、やはりジェンダーだとか年齢的なことを感じる人が多い場面が多いので、やはりこういったところにおいても次回の再選に向けてもう少し積極的に若い方の登用を図るように考えていただければと思います。

○住民課長 戸谷政司君

ご意見いただきましたこと踏まえまして、次回からは極力若い方を推薦できるように当たっていきたいと思いますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第8 議案第3号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第3号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」。

令和5年度蟹江町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,152万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億3,000万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入補正でございます。

本第7号補正予算につきましては、障害者医療や子ども医療などについて受件件数の伸びによる医療費等の増加に対応するための経費を計上するものでございます。

それでは、お願いいたします。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額1,602万9,000円。主な内容としまして、障害者医療支給費補助金891万1,000円、精神障害者医療費補助金100万5,000円、子ども医療支給費補助金611万3,000円、こちら障害者医療費、精神障害者医療費、子ども医療支給費に対する県の補助金でございます。いずれも補助率は2分の1となっております。

続きまして、20款1項1目繰越金、補正額1,549万9,000円、前年度繰越金でございます。

以上が歳入補正となります。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出補正です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額970万3,000円。主な内容としまして、福祉医療事業費としまして970万3,000円。こちらのほうにつきましては、福祉医療の受件件数の増加に伴う手数料の増加、福祉医療の受件件数及び1回当たりの医療費の増加に対応するための増額補正でございます。主なものとしまして、扶助費になりますが、障害者医療費669万9,000円、精神障害者医療費293万1,000円でございます。

続いて、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額2,182万5,000円。子ども医療事業費としまして2,182万5,000円。こちらは、子ども医療の受件件数の増加に伴う手数料の増加、子ども医療の受件件数及び1回当たりの医療費の増加に対応するための増額補正となっております。主なものとしまして扶助費になりますが、子ども医療費2,176万8,000円でございます。

本第7号補正予算案につきましては、本日初日に上程させていただき、本日に議決をいただきたい案件となっております。

以上のとおり提案いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

若干聞きたいんですけども、今回福祉医療事業費が970万3,000円、また、子ども医療費が2,182万5,000円と受診料の増加ということですけども、その増加に至る経過というか、

ここまで見込めなかったものなのか、最後の補正で上げるんですけれども、ちょっと金額的に子ども医療費については2,000万円以上ということで、その辺の分析はどうなっていましたでしょうか。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

今回、福祉医療費及び子ども医療費として先議案件として補正予算を上程させていただいた次第でございますが、まず、当初の段階において前年の実績を踏まえた段階で予算を組んでおりますけれども、これの伸びが今年度想定を大きく上回ることであったということが、まず一つの要因でございます。

まず、子ども医療費でございますが、4月から2月までの前年との支払いの対比でいきますと18%の伸びを示しております。これは、例年の伸びから示しますと大変大きな伸びを示しておるところでございます。実際の伸びの原因につきましては、これは推測の域を越えませんが、新型コロナやまたインフルエンザ等の疾病がはやったことが大きな要因ではないかというふうに考えております。特に今年度の前半2月から9月の診療分に関しましては、多い月でいきますと20%を超えるような月もございましたので、何かしらそういった疾病が大きな要因ではないかというふうに考えております。

また、障害者医療費につきましても年々増加傾向ではございますけれども、当初前年比5%の予算を計上しておりましたが、さらにそれを上回る伸びがございました。

また、障害者医療費に関しましては、例年の伸びプラス福祉医療費の部分に関しましては通常自己負担3割の負担をいただくところを福祉医療費でカバーしておりますけれども、その医療費が高額になった場合、高額医療費として加入する健保組合などから高額医療費として戻りがございます。ただ、そういった戻りの部分が本年度は前年度と比較しまして1,000万円ほど少なかったという不確定な要素を含めまして、障害者医療費に関しましては今回補正を計上させていただいたものでございます。

どちらにしましても、本来であれば12月議会の時点で補正予算を計上できればよかったですけれども、いろいろ不確定要素がございまして今回3月議会の先議案件として上程させていただいたことは、お詫びを申し上げます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

最後の本当に3月議会のところへ出ていて、医療費の伸びについては、子ども医療費の伸びについては、コロナ禍が明けて受診控えもあったと思いますね、今まで。その後、介護についてもそうなんですけれども、コロナが5類明け後、受診が増えたのかなど。その辺も今後令和6年度の予算についてもまたこれから審議するんですけれども、その辺の十分見込みをね、補正補正ではなかなか対応できないと思うので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑ありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第9 議案第4号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第4号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」。

令和5年度蟹江町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6,060万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億9,060万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正です。

追加分としまして、2款総務費、1項総務管理費、事業名、戸籍事務電算化事業、金額579万2,000円。

同項になりますが、事業名、社会保障・税番号制度整備事業937万2,000円。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、低所得世帯支援給付金事業(均等割のみ

課税世帯分)、金額9,349万円。

同じく、事業名、低所得世帯支援給付金事業(こども加算分)、2,325万円。

同じく、低所得世帯支援給付金事業(追加分・拡大分)、1,023万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業、金額119万7,000円。

9款教育費、2項小学校費、事業名、小学校施設整備事業、金額1億820万1,000円。

3項中学校費、事業名、中学校施設整備事業、金額6,886万2,000円。

こちらの教育費につきましては、各小中学校のトイレ改修事業によるものでございます。

続きまして、第3表 債務負担行為補正。

変更分としまして、議会タブレット端末借上料、限度額を423万円に変更いたします。

続きまして、ネットワーク強靱(きょうじん)化機器借上料、同じく限度額を1,554万5,000円に変更いたします。

こちら、両事業とも入札等による減額によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。

追加分としまして、起債の目的、蟹江小学校トイレ改修事業、限度額9,330万円。

同じく、蟹江中学校トイレ改修事業、限度額5,650万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて、変更分としまして、起債の目的、臨時財政対策債、限度額3,020万円の減額。

それから、同じく起債の目的としまして、大海用地区営緊急排水施設整備事業、650万円の減額補正でございます。

続きまして、小型動力ポンプ付積載車整備事業、110万円の減額補正でございます。

続いて、消防ポンプ付救助工作車整備事業、720万円の減額補正でございます。

こちらにつきましては、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、10、11ページのほうをお願いいたします。

歳入補正となります。

第8号補正予算につきましては、決算見込額を推計し精査した結果の増減と、低所得世帯支援給付金事業、均等割のみ課税世帯とこども加算分、それから、蟹江小学校、蟹江中学校のトイレ洋式化に伴う工事費を計上いたすものでございます。

項目が大変多くありますので、主な増減部分を中心に説明させていただきます。

それでは、歳入です。

1款町税、全体としまして補正額9,588万円。主なものとしましては、1項町民税、1目

個人町民税、補正額3,300万円、それから2項1目固定資産税、補正額6,700万円でございます。

3款から9款までの県税交付金につきましては、県税全体で1,100万円の増額補正をしております。県税の決算見込みに基づくものでございます。

続いて、10款地方特例交付金、補正額1,013万4,000円。こちら主なものとしまして、2項1目の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金、こちらが1,042万2,000円となっております。

それから、11款1項1目地方交付税、補正額2億115万5,000円。こちらは、普通交付税の再算定による増額分など変更実績によるものでございます。

それから、12ページ、13ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、全体としまして補正額1億793万6,000円。主なものとしまして、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額1億1,374万円です。主な内容としまして、社会福祉費補助金、こちら右手説明欄のところになります。地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業（均等割のみ課税世帯分））、9,225万円、それから下の欄になります。同じく地方創生臨時交付金（低所得世帯支援給付金事業（こども加算分））、2,325万円、いずれも補助率は10分の10のものでございます。

それから、6目教育費国庫補助金、補正額3,379万8,000円。内容としまして、小中学校費補助金でございます。学校施設環境改善交付金としまして、蟹江小学校、蟹江中学校のトイレ改修事業に対するものでございます。

それから、16款県支出金、全体としまして934万1,000円でございます。主な内容としまして、1項県負担金、1目民生費県負担金、内容としまして、保険基盤安定負担金です。金額が3,599万9,000円、交付確定によるものでございます。

それから、14ページ、15ページをお願いいたします。

20款1項1目繰越金、補正額2億3,714万1,000円、前年度繰越金となります。毎年度、年度末にほぼ全額を充当させていただくものでございます。金額は2億3,714万1,000円となります。

それから、最後に、22款町債になります。主なものとしまして、次ページ、16、17ページをお願いいたします。

1目臨時財政対策債、補正額3,020万円の減額となります。こちら、当初の想定より地方交付税の交付額が増加した分、臨時財政対策債が減少したことによるものでございます。

続いて、5目教育債、主な内容としまして、蟹江小学校トイレ改修事業債9,330万円、同じく蟹江中学校トイレ改修事業債5,650万円でございます。それぞれ小中学校のトイレ改修事業に充当するものでございます。

以上が歳入補正の主なものとなります。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

歳出補正です。

こちらも主な増額補正を中心に説明させていただきます。

それでは、少し飛びますが、24、25ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目減債基金費、補正額1億円。主な内容としまして、減債基金の積立金1億円でございます。今後の公債費の増加に備えるための積立金でございます。

それから、26、27ページをお願いいたします。

8目財政調整基金費、補正額4億42万7,000円。主な内容としまして、財政調整基金積立金です。こちらは、令和4年度の決算剰余金の2分の1以上を積み立てるものと、今回第8号補正の歳入超過分の一部を積み立てるものでございます。

それから、続いて、36、37ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費、補正額1億9,625万8,000円。主な内容としまして、国民健康保険繰出事業となります。主な内容としまして、次ページ、38、39ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金としまして、7,106万6,000円でございます。保険基盤安定負担金の確定に伴う法定繰出分の増額分となります。

それから、その2つ下になります。

障害者福祉事業費、こちらが主な内容としまして、地域生活支援事業委託料、金額が183万4,000円でございます。こちら、地域生活支援事業委託料に係る3事業者分の消費税の増加分でございます。

それから、その下になります。障害者相談支援事業負担金755万3,000円。こちら、障害者相談支援事業の契約に係る過去5年分の消費税及び延滞金を支払うための負担金でございます。

それから、その下になります。低所得世帯支援給付金事業（均等割のみ課税世帯分）になります。金額が9,349万円。こちらは、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯以外の世帯であって個人住民税所得割が課税されていない者のみで構成されている世帯、いわゆる均等割のみの世帯になりますが、そちらに1世帯当たり10万円を支給させていただく事業でございます。900世帯を想定しているところでございます。

それから、一番下になります。低所得世帯支援給付金事業（こども加算分）、金額が2,325万円。こちらは、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び均等割のみ課税世帯の当該世帯におきまして扶養されている18歳以下の児童がいる世帯、こちら児童1人当たり5万円を支給させていただく事業となります。450人を想定しておるところでございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額1,195万6,000円の減額補正になります。こちら、主な内容としましては児童手当でございます。支給対象児童数の減少が見込まれているところでございます。

それから、42、43ページをお願いいたします。

4目保育所費、補正額3,377万1,000円の減額補正でございます。こちら主な内容としまして、民間保育所運営費の委託料2,552万7,000円の減額です。ゼロ歳児の児童数の減少が見込まれているところでございます。

それから、その2つ下のところ、扶助費になりますが、施設型給付費、1,425万9,000円の増額補正ですが、こちらは人事院勧告に伴う公定価格の増額によるものでございます。

続いて、44ページ、45ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健事業費、補正額1,289万3,000円の減額補正でございます。こちら、保健診査事業費としまして1,289万3,000円の減額ですが、受診者数が当初の想定より減少したことによる減額補正になります。

それから、52、53ページをお願いいたします。

7款土木費、4項都市計画費、2目土地地区画整理費、補正額1億円。主な内容としまして、土地地区画整理事業基金積立金1億円でございます。こちらは、令和7年度以降に見込まれております富吉駅南土地地区画整理事業に係る組合への補助金支出に備えるための積立金でございます。

それから、続いて、56、57ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額1億820万1,000円です。主な内容としましては、小学校施設整備事業でございます。こちらは、蟹江小学校のトイレ洋式化に伴う工事に関連する経費でございます。

それから、3項中学校費、1目学校管理費、補正額6,886万2,000円でございます。主な内容は、中学校施設整備事業としまして、蟹江中学校のトイレ洋式化に伴う工事の関連経費となっております。

それから、64、65ページをお願いいたします。

5項保健体育費、1目学校給食管理費、補正額196万6,000円でございます。こちら、学校給食管理費として196万6,000円増額ですが、主な内容としましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。こちら12月に補正で積算させていただきましたが少し積算に誤りがありましたので、そちらの分増額補正させていただくものでございます。

なお、全体としまして人件費の補正につきましては、年度途中の退職者分も含めまして、総額5,300万円の減額補正を計上させていただいているところでございます。

以上のとおりご提案申し上げます。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第10 議案第5号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第5号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」。

令和5年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

歳入につきましては、交付金の額の確定とともに精算を伴うものでございます。主なもので申し上げますと、保険給付費等交付金(普通交付金)が6,944万円の減額、保険基盤安定繰入金が6,224万8,000円の増額でございます。

続いて、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬の補正並びに財源内訳の変更を行うものでございます。

以上のおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第11 「施政方針」を行います。

横江町長から施政方針の申し出がありましたので、これを許可します。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

本日ここに、令和6年第1回蟹江町議会定例会の開会に当たり、提出をいたします議案の説明に先立ちまして、令和6年度の町政運営に対する私の基本的な考え方と主要施策について申し述べます。

町民の皆様から負託を受けてから5期目の任期は、残すところあと1年余りとなりました。ただ、この令和6年の幕開けは、誰が予想することができたでしょう。能登半島地震が発生をし、死者、行方不明者が200名を超える大災害となりました。ここに、謹んで亡くなられた方々のご冥福と、被災をされた方々へのお見舞いを申し上げます。

多くの建物が倒壊し、主要道路や幹線道路が津波や液状化現象などにより寸断され、多くの方々が長期の避難生活を余儀なくされた中、当町といたしましても県が編成をいたしました緊急消防援助隊に延べ20日間、15名の消防隊員が後方支援として活動させていただきました。

また、被害状況調査等の支援のため行政職員2名、特殊栄養食品の調達と配給のために給食センターの栄養士1名を派遣させていただきました。ただいま1人の公務員が活動してございます。今後も現地からの要請等に応じ、必要な支援に努めてまいります。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、社会・経済活動が徐々に戻りつつある1年であったと感じております。当町でも須成祭やかにかえ町民まつり、各町内会の行事等が通常どおり開催をされ、かつてのにぎわいがようやく見られるようになりました。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う世界的な原材料価格の高騰に加え、急激な円安による食料品やガソリン価格などが高止まり状態にあります。不安定な国際社会情勢や経済情勢は、住民生活に大きな影響を及ぼしております。

このため、国の交付金を活用した子育て世帯への経済的支援や厳しい経営状況にある事業者への支援などを行い、物価高騰による生活への影響緩和に努めてまいりました。昨年末、

国においても増額が措置をされた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した新たな給付金についても、正確かつ迅速な給付を行うために体制を強化して進めてまいります。

今後も新型コロナウイルスをはじめ各種感染症の拡大防止に引き続き注意を払うとともに、コロナ禍を乗り越えてきた対応力にさらに磨きをかけ、柔軟かつ多様な行政運営を推進すべく各種施策に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてはご理解とご協力をお願いいたしますとともに、令和6年度の予算案をはじめ関係諸議案のご審議をお願い申し上げるところであります。

まず初めに、令和6年度の当初予算の説明をさせていただきます。

一般会計予算につきましては、前年度比4.9%増の125億3,424万5,000円、特別会計につきましては、計5会計で前年度比3.2%増の79億7,558万1,000円（正しくは、79億9,558万1,000円）、企業会計につきましては、計2会計で前年度比5.6%増の30億9,761万6,000円、総額236億2,744万2,000円の予算を編成をさせていただきました。

それでは、令和6年度の主な施策について、第5次蟹江町総合計画の分野別計画に掲げる5つの枠組みに沿って、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、分野1、子育て・健康・福祉、「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、子育て包括支援事業につきましては、国の目指す最重要施策である次元の異なる少子化対策を念頭に、当町では、安心して産み育てられる環境づくりの推進を図ってまいります。全ての子どもを大切に守り育てるためには、妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目のない支援体制の充実が欠かすことはできません。そのため、保健センターの2階に新たにこども家庭課を設置し、母子保健業務と児童福祉相談業務を一体的に実施する体制を整えてまいります。

また、こども家庭課内には、全ての妊産婦、そして子育て世帯、子どもへの相談支援を一元的に扱うこども家庭センターを設置し、子育てに不安を抱える家庭や困難を感じる家庭に寄り添った支援体制の充実を図ってまいります。

2、保育、幼児教育、学童保育事業につきましては、「第3期蟹江町子ども・子育て支援事業計画」を「こども計画」と一体化に策定をいたします。当町で生まれた子どもが元気に成長し、自立した個人として将来を担うことができるよう、その成長を支えていくことが大切だと考えております。全ての子どもが幸せな生活を送ることができるよう、子ども・子育て支援のさらなる充実に取り組んでまいります。

3、高齢者福祉事業につきましては、高齢者が生きがいに満ち健康で元気に暮らすことのできる施策として、保健事業と介護予防事業を連携をし一体的に実施をしてまいります。高齢者を取り巻く様々な課題を把握・分析し、通いの場などで健康教育や個別の状況に応じた相談・指導を行い、高齢者のフレイル予防や要介護状態に移行をさせないための重症化予防

に取り組んでまいります。

また、必要に応じて医療機関や地域包括支援センター等の関係機関への支援をつなぎ、地域全体で高齢者を見守ることで、いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らすことができる共生社会の実現を目指してまいります。

4、障がい者福祉事業につきましては、障がいのある方がその人らしくその地域で暮らすことができるよう、町や社会福祉協議会、海部南部権利擁護センター、福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図りながら、よりきめ細やかな支援体制の構築に取り組んでまいります。

また、障がいのある方の社会的・経済的自立や生きがいのある暮らしのために、働く場や適切な賃金の確保が必要だと考えております。そのために、働く場に関する情報提供や雇用の促進、福祉制度に対する理解の普及を図ってまいります。

5、地域福祉・生活困窮対策事業につきましては、地域で生活する全ての方が安心して生活できるまちづくりを推進するために、町民の皆様や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等、関係機関と連携をし、「第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しに取りかかります。

また、制度や分野をまたがる複合的な課題、制度の狭間にある課題など、地域の課題は多様化そして複合化しております。そのようなあらゆる世代や支援ニーズに対応するため、社会福祉協議会などと連携をし包括的な総合相談支援体制の充実に努めてまいります。

6、健康増進事業につきましては、带状疱疹（ほう）疹ワクチン接種の費用助成を開始いたします。長らく続いたコロナ禍の影響や日常生活での様々な心身へのストレスから免疫力の低下が問題となっており、带状疱疹を発症する方が増加をしております。発症後や皮膚症状治癒後も、激しい痛みを伴うこともあるようであり、発症及び重症化リスクを軽減する対策にはワクチン接種が有効な手段の一つであり、接種費用を助成することで経済的負担を軽減するとともに、健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、分野2、教育・文化、「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、学校教育事業につきましては、各学校に整備をされているパソコン教室をICT総合教室に改め、より効果的な教育活動を行うことのできる環境を整えてまいります。特に、児童生徒に対しましては、筋道を立てた理論的な思考を身に付けることや、今後の社会で必要となる基礎知識の習得を目的に、ロボット教材等を活用したプログラミング学習を実施してまいります。

さらに、体育の授業では、令和5年度に試験導入をいたしました民間業者のプール施設を利用した水泳指導について、専門的な指導や維持管理費の面で効果が確認をできましたので、全ての小学校で実施をしてまいりたいと考えております。

また、学校給食につきましては、昨今の急激な物価高騰の影響により食材費が高騰していることから、学校給食費の1食当たりの単価を見直します。具体的には、小中学校ともに40円を増加し、増額分は全て公費にて負担をさせていただきます。児童生徒の成長に必要な量と栄養バランスの取れた給食を提供するとともに、地域の食材を取り入れた地産地消の献立を実施をすることで、食育の推進に努めてまいりたいと考えております。

学校施設につきましては、国の補助金を活用して蟹江小学校中校舎及び蟹江中学校中校舎のトイレを洋式化をし、児童生徒の学校生活の充実を図ってまいります。

また、中学校体育館への空調設備導入に向けた基本設計を段階的に行い、生徒の熱中症予防及び災害時における避難所として機能強化となるよう努めてまいります。

2、生涯学習事業につきましては、中学校の部活動を段階的に地域へと移行する学校部活動地域移行を進めていきます。中学校の部活動は、少子化の影響を受け種目の減少や指導を担う教員の負担増など、将来の形での部活動の維持が困難になりつつあります。そのような状況の中、国において策定をされました「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を基に、学校と地域との連携・協働により、子どもたちがスポーツ、そして文化活動に親しむ機会の充実及び教員の負担軽減を進めることを目的とした学校部活動地域移行検討委員会、これを設置してまいります。

3、図書館事業につきましては、読解力や想像力等を養うためにも読書活動の推進が不可欠であることから、「第二次蟹江町子ども読書活動推進計画」を策定し、引き続き小中学校をはじめとする関係部署と連携を図り、子どもたちが本に親しみ、そして本を楽しむことができる環境に努めてまいります。

次に、分野3、環境・安全、「住み続けられる」安全・安心なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、地域環境の保全事業につきましては、循環型社会を実現するため、生ごみ処理機の購入助成やフードドライブポストの設置を広く周知をし、関係機関と連携、そして協働し、食品ロス削減やごみの減量化をはじめとする一般廃棄物の発生抑制、そして再利用と再生利用、いわゆる3Rに向けた取り組みを推進していきます。

また、舟入斎苑の再整備につきましては、町民の皆さんが利用しやすい火葬場となるよう、関係機関と協議をしつつ事業を進めてまいります。

2、上水道事業につきましては、近鉄蟹江駅前線をはじめとする基幹管路及び避難所等の重要な給水施設に至る管路を耐震化をし、災害に備えます。また、下水道の整備に併せて老朽化した配水管を更新をし、安定した水道水の供給に努めてまいります。

3、下水道事業につきましては、学戸新田処理分区の源氏地区において面整備を行い、錦及び平安地区において基幹管きよを整備してまいります。

また、令和5年度に面整備をいたしました地区については、舗装復旧工事を行うとともに、

西大海用処理分区における基本設計と西之森処理分区における詳細設計を実施いたします。

さらに、これまで整備をしておきました管きよ、そしてマンホール等について順次点検を行うことで、良好な下水道施設の維持管理に努めてまいります。

4、消防・救急業務につきましては、複雑多様化する災害に対処するために、平成14年に配備をいたしました資材搬送車を更新し、消防体制の運送力及び機動力を強化いたします。

また、救急車の救急救命士が常に出動できる体制を維持するとともに、高度な医療行為ができる救急救命士を養成し、救急需要の増加に対応してまいります。

さらに、通信指令業務におきましては、災害対応能力の強化及び効率化を図るために、名古屋市を含む8消防局・本部で令和7年度から共同運用いたします指令センターを整備するとともに、消防救急デジタル無線設備についても共同で整備をしておきます。

5、防災・危機管理事業につきましては、指定避難所であります小中学校及び希望の丘広場において、避難所の開設から運営までを行う総合防災訓練を実施いたします。効果的な実践型の訓練を行うことにより、町民と職員の防災意識の向上を図ってまいります。

災害時のトイレ対策といたしましては、殺菌・消臭効果もあり断水時でも既存の洋式便器が利用できる災害用トイレ処理剤の充足を図ります。また、総合防災訓練等に啓発品として災害用トイレ処理剤を配布をすることで、各家庭の備蓄も促してまいります。

6番、防犯・交通安全事業につきましては、年々増加傾向にあります特殊詐欺の被害を未然に防止するために、高齢者世帯を対象とした特殊詐欺等対策機器の購入補助を継続してまいります。

また、交通安全対策については、警察及び交通指導員と協力をし小学生を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全に関する知識の普及と交通安全意識の高揚を図ってまいります。

次に、分野4、都市基盤・産業、「ちょうどいい」快適・便利なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、道路事業につきましては、「蟹江町舗装個別施設計画」に基づき、国の交付金を活用しながら長寿命化を図るとともに適正な維持管理を促進してまいります。

2、地域公共交通事業につきましては、JR蟹江駅南側駅前広場及び都市計画道路南駅前線の早期整備に向け、道路設計について関係機関との最終調整を行うとともに、引き続き用地取得を進めてまいります。

3、市街地整備・住環境事業につきましては、市街化編入を行う近鉄富吉駅南地区の土地区画整理組合設立認可に向け、関係機関との協議を進めてまいります。

4、公園・緑地・景観事業につきましては、「蟹江町公園施設長寿命化計画」に基づき、源氏泉緑地及び日光川ウォーターパーク施設の計画的な修繕を進めてまいります。

5、農業振興事業につきましては、善太第2排水機場の更新を行います。排水機場は、地域の農地、農業施設のみならず、宅地等の湛水被害を防ぐ重要な施設であります。稼働開始

から31年を迎え、経年劣化も大変著しいことから、県及び関係自治体と協力をしながら県営たん水防除事業を推進してまいります。

6、観光・シティープロモーション事業につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、蟹江らしさを磨き伸ばすために、地方創生事業に取り組みます。交流人口拡大や地域経済活性化に向けて、デジタル技術を活用しながら、町民、そして事業者、各種団体と連携した魅力発信や周遊促進を図り、地域が一体となった観光地域づくりを進めてまいります。

次に、分野5、行財政・共生、「みんなで取り組む」元気なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、共生社会の推進事業につきましては、姉妹都市でありますアメリカ合衆国イリノイ州マリオン市へ中学生を派遣いたします。マリオン市との姉妹都市交流を通じて、これまで育んでまいりました友好の輪をより一層強固なものにするとともに、子どもたちに外国の文化や言語、そして生活に直接触れる機会を提供することで、未来の蟹江町を担う国際性豊かな人材の育成に努めてまいります。

2、行財政運営事業につきましては、健全で持続可能な行財政運営を図るために、歳入確保と事務事業の効率化の2つの側面から検討チームを設け、取り組みを進めております。このうち歳入確保につきましては、ふるさと納税について関係3課からなるふるさと納税ガイチームにおいて取り組みを進めており、令和5年度の寄付額は前年度比1.6倍の2,000万円に達する見込みでございます。

しかしながら、依然として財源の流出が続いている現状にあるために、さらなる寄付の拡大を目指してまいりたいと考えております。

また、事務事業の効率化の観点では、納付書発行枚数や支払件数の抑制など事務作業の見直しに取り組むことで銀行手数料の削減を目指すとともに、行政の情報化についてもRPAの導入やぴったりサービスの拡充を図り、業務の効率化と利便性の向上に努めてまいりたいと思います。

その他の事業といたしましては、令和3年度から令和12年度までの10カ年を計画期間とする「第5次蟹江町総合計画」の、令和8年度を始期といたしました後期基本計画の策定に着手をいたします。総合計画の基本理念、将来像を実現するために、令和3年度以降の社会情勢、そして当町の状況の変化を踏まえ、前期基本計画の進行状況を把握、そして分析をしつつ、複雑・多様化する地域や住民生活に係る課題に対応し、計画的に持続的にまちづくりを進めるため、町民の皆さんのご意見もしっかりと取り入れながら後期基本計画を策定してまいります。

以上、令和6年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

また、終わりになりますが、都市計画税の再導入についてお願いを申し上げます。

蟹江町の財政は、町税がほぼ横ばいの状況で推移をしている中、社会保障経費や教育関連経費の増加が続くと見込まれるだけではなく、下水道整備やインフラ整備、そして公共施設の老朽化などの課題に直面をしてございます。今後さらに厳しい状況が続くと見込まれております。

このために引き続き健全な財政運営に努めることはもとより、安定的な財源の確保を図るため、昭和51年度から平成5年度まで18年間課税をさせていただいておりました都市計画税の再導入を目指してまいります。

町民の皆さんには、将来にわたり安心して暮らせるよい蟹江町をつくるため、ぜひともご理解を賜りますように、心よりお願いを申し上げます。

町民の皆さん並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、令和6年度の施政方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

(町長降壇)

○議長 水野智見君

これで、施政方針は終わりました。

ここで、暫時休憩します。

午前10時50分再開でお願いします。

(午前10時29分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○町長 横江淳一君

すみません、お時間をいただきまして、大変申し訳ございません。

先ほどの施政方針演説の中で若干数字を言い間違えましたことをお詫びをし、訂正をさせていただきたいと思っております。

特別会計についてはというぐだりでありますけれども、計5会計で前年度比3.2%増の79億9,558万1,000円というふうに説明させていただくところ、79億7,000ということで7という数字をうちのほうでしゃべりましたので、これは間違いでございますので、訂正してお詫びを申し上げたいと思っております。大変失礼をいたしました。

○議長 水野智見君

日程第12 報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

次ページをお願いいたします。

別紙としまして、専決内容が示されているところでございます。

専決年月日、令和5年12月22日。

発生年月日、令和5年8月29日。

発生場所、蟹江町大字蟹江新町内。

概要、町が委託している医療機関がBCG予防接種を行ったところ、医師が接種手技を誤り相手方に対して擦過傷を負わせたもの。

相手方、蟹江町在住者1名。

所属、健康推進課。

損害賠償の額、8,340円。

この案件は、町長の専決事項指定により、あらかじめ定められた50万円以下の損害賠償に関することとしまして専決処分をさせていただいたものでございます。

以上のとおりご報告しますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

今報告があったんですけれども、ちょこっと聞いておきたいのが、町が委託している医療機関で医師が間違っということなんだけれども、これについて町が委託しているから損害賠償額が決定してくるんだと思うんだけれども、その辺が医師は全く関係なく、やはり町が責任を負うということになるんですか。それだけ確認させてください。

○民生部長 不破生美君

町が行う事業につきまして、それを委託して個別の医療機関でやっていただいているという形になりますので、事業主体は町となりますので、こちらのほうで損害賠償のほうをお支払いをさせていただきます。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

町が委託ということで、そうすると医師は全く問題ないということの認識でよろしいんですか。

○民生部長 不破生美君

こちらの損害賠償に関しましては、医師のほうは関係はございません。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を終わります。

○議長 水野智見君

日程第13 議案第6号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第6号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」。

蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど一部改正要点で説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

提案理由です。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

なお、3ページから4ページまでは、新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正要点。

第2条（定義）。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律

第27号)の改正に伴い、蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で引用する同法律の引用規定を整理するため、第5号、特定個人番号利用事務、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務及び第6号、利用特定個人情報、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報を加える。

第4条(個人番号の利用)。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正に伴い、蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で引用する同法律の引用規定を整理するため、法別表第2の2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改め、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に、同項ただし書中、当該特定個人情報を当該利用特定個人情報に改める。

附則。公布の日を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とした。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第1項に規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第14 議案第7号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例及び蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第7号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例及び蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例及び蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例及び蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど一部改正要点で説明させていただきます。

3ページの下段の提案理由をお願いいたします。

提案理由。

この案を提出するのは、パートタイム会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するために必要があるからである。

なお、4ページから16ページまでは、新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

17ページをお願いいたします。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例及び蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正要点。

(第1条関係)。

蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第7条。

第2項、勤勉手当の支給に伴い、育休職員のうち支給対象職員から会計年度任用職員を除く規定の削除。

第8条。

文言の整理。会計年度任用職員を地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に。

(第2条関係)。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第1条(趣旨)。

文言の整理。職員をパートタイム会計年度任用職員に。

第2条(給与)。

第1項、給与に勤勉手当を追加。

第2項、文言の整理。職員をパートタイム会計年度任用職員に。

第3条(報酬表)から第13条(職務の号給)まで。

文言の整理。職員をパートタイム会計年度任用職員に。

第14条(期末手当)。

第1項、期末手当の支給について、給与条例第20条から第20条の3までを準用するよう規定。

第2項及び第3項、文言の整理。職員をパートタイム会計年度任用職員に。

第4項から第7項まで。第1項にて給与条例を準用したことにより削除。

第14条の2（勤勉手当）。

第1項、勤勉手当の支給について、給与条例第21条を準用する旨規定。

第2項、勤勉手当の支給に係る職員の任期要件について、期末手当の規定を準用する旨規定。

第15条から第17条まで。

文言の整理。職員をパートタイム会計年度任用職員に。

別表第1（第3条関係）。

文言の整理。職員をパートタイム会計年度任用職員に。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第7号は、会議規則第39条第1項に規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第15 議案第8号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第8号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

蟹江町国民健康保険税条例（昭和36年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、国民健康保険税算定方式を、愛知県国民健康保険運営方針に沿っ

た標準保険料率の算定方式である3方式にするため必要があるからでございます。

2ページから3ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。
それでは、4ページをお願いいたします。

蟹江町国民健康保険税条例の一部改正要点でございます。

第2条（課税額）。

第2項の基礎課税額、第3項の後期高齢者支援金等課税額、第4項の介護納付金課税額、それぞれから資産割額を削ります。

資産割額を規定している第4条、第7条、第9条を削除いたします。

附則、第1項、施行日を令和6年4月1日からとする。

第2項、改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の国民健康保険税から適用し、令和5年度以前の国民健康保険税については、なお従前の例とすることといたしました。

以上のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

資料請求ですが、今回、令和6年度から完全に資産割をなくした3方式にということで、その税条例の改正ですが、影響額についての資料と、3方式にした場合、資産割を完全になくした影響額。また、この間、県統一化になって4回にわたって資産割を、最終的になくなるんですけども、この間の保険税率、保険税率の資産割をなくすに当たっての今までの税率をちょっとお願いしたいと思います。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいま追加資料の要求がございましたので、後ほど提出をさせていただきます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

（発言する声なし）

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項に規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務民生常任委員会に付託することに

決定しました。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、住民課長の退席と、消防本部予防課長、子ども課長の入場を許可します。保険医療課長は席を移動してください。

職員の入替のため、暫時休憩いたします。

(午前11時08分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

○議長 水野智見君

日程第16 議案第9号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 高塚克己君

ご提案申し上げます。

議案第9号「蟹江町手数料条例の一部改正について」。

蟹江町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町手数料条例の一部を改正する条例。

蟹江町手数料条例（昭和39年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正要点でご説明申し上げます。

下段をご覧ください。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い必要があるからであります。

2ページから6ページの新旧対照表は、後ほどお目通しを願います。

7ページをお願いします。

蟹江町手数料条例の一部改正要点。

別表第2（第3条関係）。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、危険物施設である浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を引き上げるもの。

附則としまして、令和6年4月1日を施行日とした。

以上のとおり提案をさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第9号は、会議規則第39条第1項に規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第17 議案第10号「蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第10号「蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について」。

蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例。

蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和5年蟹江町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点にてご説明をさせていただきます。

提案理由です。

この案を提出するのは、令和6年度より民生部子ども課の所管する事務が一部所管替えとなるため、改正する必要があるからである。

1枚おめくりいただきまして、2ページにつきましては新旧対照表となりますので、お目通しをお願いいたします。

3ページをご覧ください。

蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正要点でございます。

第4条（組織）。

第2項第3号を次のように変更。

第3号、蟹江町要保護児童対策地域協議会事務局。

附則、令和6年4月1日を施行日とした。

以上のとおりご提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項に規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第18 議案第11号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第11号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点でご説明申し上げます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからでございます。

2ページから3ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正要点でございます。

第23条（掲示等）

見出しを（掲示等）に変更。

掲示しなければならないを、掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないに変更。

第53条（電磁的記録等）。

第2項第2号。磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に変更。

附則、令和6年4月1日を施行日とした。ただし、第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日を施行日といたしました。

以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項に規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第19 議案第12号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第12号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」。

蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例。

蟹江町心身障害者扶助料支給条例（昭和54年蟹江町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、支給要件の変更等に伴い必要があるからでございます。

2ページから3ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正要点でございます。

第3条（支給要件）。

扶助料は、心身障害者のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者に対して支給するとした。

第7条（扶助料の管理）。

削る。

第8条（失権）。

第7条に繰り上げた。

第1号を、本町の住民基本台帳に記録されなくなったときと変更した。

第2号を削り、第3号を第2号といたしました。

第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げました。

附則、第1項、令和6年4月1日を施行日とした。

第2項、改正前の第3条第2号の規定に該当し、改正後の第3条に規定する支給要件に該当する者が、施行の日（令和6年4月1日）から令和6年6月28日までに申請をした場合の扶助料は、令和6年4月分から支給することといたしました。

以上のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項に規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第20 議案第13号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第13号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」。

蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例。

蟹江町介護保険条例（平成12年蟹江町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者に係る令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定める等の必要があるからでございます。

4ページから9ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。それでは、10ページをご覧ください。

蟹江町介護保険条例の一部改正要点でございます。

要点の前に少しご説明申し上げますと、介護保険料は介護保険事業計画の見直しと合わせて3年ごとに見直しを行います。今回の改正は、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料を規定する改正となります。

今回の改正は、大きく2点ございます。1点目が介護保険料の変更、2点目が所得段階区分を現状の11段階から15段階へとさらに多段階化とする点でございます。

それでは、第2条（保険料）について、10ページから12ページ7行目までをまとめてご説明申し上げます。なお、記載の金額は、年額でございます。

第1号、第1段階の者の保険料3万4,200円を3万570円に。

第2号、第2段階の者の保険料4万7,880円を4万6,030円に。

第3号、第3段階の者の保険料5万1,300円を4万6,360円に。

第4号、第4段階の者の保険料5万8,140円を5万7,120円に。

第5号、第5段階の者の保険料6万8,400円を6万7,200円に。

第7号、第7段階の者の保険料8万5,500円を8万7,360円に。

第8号、第8段階の者の保険料9万9,180円を10万800円に。

第9号、第9段階の者の保険料11万2,860円を11万4,240円に。

第10号、第10段階の者の保険料を11万7,600円とし、対象を合計所得金額が420万円以上520万円未満の者とする。

11ページをお願いいたします。

第11号、第11段階の者の保険料を12万7,680円とし、対象は合計所得金額が520万円以上

620万円未満の者とする。

第12号、第12段階の者の保険料を13万4,400円とし、対象は合計所得金額が620万円以上720万円未満の者とする。

第13号、第13段階の者の保険料を14万1,120円とし、対象は合計所得金額が720万円以上820万円未満の者とする。

第14号、第14段階の者の保険料を14万7,840円とし、対象は合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の者とする。

第15号、第15段階の者の保険料を16万1,280円とし、対象は合計所得金額が1,000万円以上の者といたします。

11ページ、下から2行目、第2項から、12ページ7行目第4項までは、第1項で規定いたしました第1段階から第3段階の者の介護保険料に対する公費による軽減措置後の保険料の変更を規定いたしました。

第1段階の者の軽減措置後の保険料を2万520円から1万9,150円に変更。

第2段階の者の軽減措置後の保険料を3万4,200円から3万2,590円に変更。

第3段階の者の軽減措置後の保険料を4万7,880円から4万6,030円に変更。

その他は語句の整理を行いました。

附則、第1項（施行期日）。令和6年4月1日を施行日といたしました。

第2項（経過措置）。改正後の条例中保険料に関する部分は、令和6年度の介護保険料から適用し、令和5年度分以前の保険料については、なお従前に例によることといたしました。

以上のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項に規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、保険医療課長、消防本部予防課長、子ども課長の退席と、水道課長、下水道課長、消防本部総務課長の入場を許可します。

職員の入替えのため、暫時休憩とします。

（午前11時29分）

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

○議長 水野智見君

日程第21 議案第14号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第14号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」。

蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町下水道事業の設置等に関する条例（平成28年蟹江町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にて説明させていただきます。

下段、提案理由でございます。

この案を提出するのは、蟹江町公共下水道事業計画の変更に伴い必要があるからである。

2ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いします。

3ページをお願いします。

一部改正要点でございます。

第3条（経営の基本）

第3項、669ヘクタールを678ヘクタールに変更。

第4項、3万6,500人を3万5,080人に変更。

第5項、1万9,000立方メートルを1万8,100立方メートルに変更。

第5条（議会の同意を要する賠償責任の免除）。

第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に変更。

附則、令和6年4月1日を施行日とした。

以上のとおり提案させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第14号は、会議規則第39条第1項に規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第22 議案第15号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第15号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」。

蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町水道事業の設置等に関する条例（平成9年蟹江町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明させていただきます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからである。

2ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いします。

3ページをお願いします。

一部改正要点でございます。

第7条（議会の同意を要する賠償責任の免除）。

第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に変更。

附則、令和6年4月1日を施行日とした。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第15号は、会議規則第39条第1項に規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第23 議案第16号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第16号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」。

蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正要点にてご説明させていただきます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い必要があるからである。

2ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いします。

3ページをお願いします。

一部改正要点でございます。

第4条（水道技術管理者の資格）。

厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に変更。

附則、令和6年4月1日を施行日とした。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第16号は、会議規則第39条第1項に規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第24 議案第17号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第17号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」。

蟹江町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

蟹江町水道事業給水条例（平成9年蟹江町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正要点にてご説明させていただきます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、特別な場合における料金の算定に関する規定の整備等に伴い、必要があるからである。

3ページから7ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いします。

8ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

第5条（給水装置の新設等の申込み）。

厚生労働省令を国土交通省令に変更。

第6条（新設等の費用負担）。

第2項、を新設をの新設工事又は水道メーター（以下、「メーター」という。）の増径を伴う改造工事をに変更。

以下、「消費税等」というを追加。

ただし、集合住宅は、加入分担金に一室ごとに次の各号に掲げる区分に応じた額及び消費税等を加えた額とするを追加。

第1号（新設）、給水栓を有するものは、1万8,000円と規定。

第2号（新設）、前号に掲げるもの以外のものは、7,000円と規定。

第16条（水道メーターの設置）。

水道メーター（以下、「メーター」という）をメーターに変更。

第23条（料金）。

消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を消費税等に変更。

この場合において、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とするを、ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとするに変更。

第26条（特別な場合における料金の算定）。

月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金について規定。

第1号（新設）、使用日数が1箇月の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1として算定することを規定。

第2号（新設）、使用日数が1箇月の2分の1以上を経過しているときは、1箇月分として算定することを規定。

第32条（給水装置の基準違反に対する措置）。

厚生労働省令を国土交通省令に変更。

第35条（過料）。

厚生労働省令を国土交通省令に変更。

別表第1。

表の整理。備考、メーターの増径を伴う改造工事をしようとする者の加入分担金は、新口径と旧口径に係る加入分担金の差額に消費税等を加算した額とするを追加。

附則、令和6年4月1日を施行日とした。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項に規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第25 議案第18号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 高塚克己君

ご提案申し上げます。

議案第18号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蟹江町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正要点でご説明申し上げます。

下段をご覧ください。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い必要があるからであります。

3ページから4ページは、新旧対照表でございます。後ほどお目通しを願います。

5ページをお願いします。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正要点。

改正の趣旨でございます。

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の損害補償における補償基礎額が増額されるため、改正する必要があるからである。

第5条（補償基礎額）

第2項第2号、8,900円を9,100円に変更。

別表（第5条関係）、補償基礎額を補償基礎額表のとおり変更。

補償基礎額表でございます。階級と勤務年数に応じた金額となります。詳細につきましては、お目通しをお願いします。

附則としまして、第1項（施行期日）、令和6年4月1日を施行日とした。

第2項（経過措置）、この条例による改正後の蟹江町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた蟹江町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償、6ページをお願いします、（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第

6号アに規定する遺族補償年金（以下、「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

以上のとおり提案させていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第18号は、会議規則第39条第1項に規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、消防本部総務課長の退席と、保険医療課長の入場を許可します。

なお、日程第15において、議案第8号について先ほど請求ありました資料は、常任委員会開催日の前日までに事務局へご提出をお願いします。

なお、ここで、少し早いですが、暫時休憩とします。

再開は午後1時からとします。

（午前11時50分）

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

○議長 水野智見君

日程第26 議案第19号「令和6年度蟹江町一般会計予算」から日程第33 議案第26号「令和6年度蟹江町下水道事業会計予算」までを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

○副町長 加藤正人君

それでは、一般会計につきまして私からご提案を申し上げます。

令和6年度蟹江町一般会計・特別会計予算書及び予算説明書の1ページをご覧くださいと存じます。

議案第19号「令和6年度蟹江町一般会計予算」。

令和6年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125億3,424万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

2ページから5ページの歳入歳出予算につきましては、後ほど別冊の令和6年度予算関係資料によりましてご説明を差し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 債務負担行為。

令和7年度以降も継続する事業といたしまして、庁内情報システム借上料をはじめ4件を計上しております。期間、限度額は、表に記載のとおりでございます。

次に、第3表 地方債でございます。

臨時財政対策債をはじめ、次のページまで計16事業、合計3億9,190万円を計上しております。主なものは、6ページ下から4つ目の南駅前線整備事業、公園施設長寿命化対策改修事業、7ページの消防指令センター共同運用指令管制システム整備事業などとなっております。起債の方法、限度額、利率、償還の方法は、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、当初予算の概要につきまして、別に配付をさせていただいております令和6年度予算関係資料、別冊の令和6年度予算関係資料によりましてご説明をさせていただきたいと存じます。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

歳入予算でございます。

総額は、表の一番下の歳入合計欄でございますが、125億3,424万5,000円、前年度当初予算に比べまして、表の右から2つ目になりますが、5億7,980万2,000円の増、率では4.9%の増となっております。

主な内容につきましてですが、まず表の一番上、第1款町税でございます。第1項町民税から第5項入湯税まで5つの税目で構成をされておまして、町税全体では50億8,820万

1,000円、前年度に比べ1億8,030万円の減、率では3.4%の減となっております。これは、主には町民税の減でございますが、これは6年度に国が4万円の定額減税を実施予定でございます。うち、3万円が所得税、1万円が住民税の減税となっております、その住民税減税分を見込んだものでございます。

なお、その減税分につきましては、第10款の地方特例交付金で全額補てんをされることになっておりますので、実質的には町税は横ばいであるというふうに捉えております。

それから、第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金まで、これは国・県からの譲与税あるいは税交付金等でございます。

このうち第11款地方交付税でございますが、予算額14億100万円、令和6年度の地方財政計画に基づいて前年度より1億9,200万円の増、率では15.9%の増を見込んでおります。

少し飛んでいただきまして、第15款国庫支出金15額1,821万3,000円、前年度に比べ10.4%の増でございます。

さらに、その下、16款県支出金でございますが、8億6,049万9,000円、前年度に比べ6.7%の増となっております。これらは、子育て、介護、医療等に関する国・県の負担金等でございます。

2つ飛んでいただきまして、第19款繰入金12億4,000円でございます。前年度に比べ4億4,490万円の増となっております、財源不足を補うために基金を取り崩すものでございます。

最後、第22款町債でございますが、3億9,190万円、前年度に比べ2億330万円の減でございます。これは、臨時財政対策債の減や大規模事業の終了によるものでございます。

次に、5ページでございますが、歳出予算でございます。

第1款議会費から第11款予備費まででございますが、主なものについて増減とその要因についてご説明を申し上げます。

まず、第2款総務費でございますが、第1項総務管理費から第6項監査委員費まで6項目でございます。総額が15億2,325万4,000円でございます。前年度に比べ8,122万3,000円の増となっております。これは、地方自治体の情報システムの標準化への対応に要する経費の増等によるものでございます。

それから、第3款民生費でございますが、51億5,332万2,000円、前年度に比べ3億7,222万9,000円の増となっております。このうち、第1項社会福祉費につきましては、28億2,335万1,000円、前年度に比べ2億5,064万7,000円の増でございます。介護や障害者福祉に関する各種事業費の増加等によるものでございます。

それから、第2項児童福祉費でございますが、23億2,983万円、前年度に比べ1億2,156万7,000円の増でございます。子ども医療費の増や10月から実施予定の児童手当の拡充等によるものでございます。

第4款衛生費でございますが、11億9,053万8,000円、前年度とほぼ横ばいでございます。民生部の組織再編によりまして、成人保健につきましては健康推進課、母子保健と子どもに関する事業につきましては、新設する子ども家庭課に計上をしております。

また、舟入斎苑の再整備につきましては、建築設計業務1,349万7,000円を計上しております。

それから、第5款農林水産業費でございます。9,851万円、前年度に比べ4,877万9,000円の減となっております。これは、土地改良事業で実施をしました蟹江川環境整備工事の終了等によるものでございます。

それから、第6款商工費でございますが、2億1,496万7,000円、前年度に比べ1,508万6,000円の増でございます。国のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けまして令和5年度から実施をしております地域の魅力向上と地域消費の活性化に向けたデジタル技術活用普及事業の増によるものでございます。

次に、第7款土木費でございますが、12億8,266万3,000円、前年度に比べ2億4,942万7,000円の増でございます。増額の主な要因は、第4項都市計画費でございまして、都市計画道路南駅前線整備が約1億3,000万円あまりの増、下水道事業への補助金が約9,000万円あまりの増となっております。このほか、近鉄富吉駅南地区の土地区画整理事業、源氏泉緑地護岸改修工事、日光川ウォーターパーク修繕工事に関する経費等を引き続き計上をしております。

次いで、第8款が消防費でございますが、6億1,985万3,000円、前年度に比べ4,330万7,000円の減でございます。車両更新に係る経費が減となっている一方で、名古屋市はじめ8消防本部による消防指令センターの共同運用に向けた整備費用が増となっております。

それから、第9款教育費でございます。14億4,720万9,000円、前年度に比べ5,930万円の減でございます。図書館の空調設備の改修が終了したことが減の主な要因でございますが、これを除くと1億円以上の増となっているところでございます。新たにプログラミング学習教材の借上料、プール指導の民間委託の全小学校への拡大の経費、中学校体育館へのエアコン設置のための設計費、給食センターの施設修繕、食器更新費用等を計上をしております。

第10款公債費でございますが、8億7,275万3,000円。

それから、第11款予備費につきましては、前年同額800万円でございます。

以上、合わせた歳出総額でございますが、125億3,424万5,000円でございます。

以上が、令和6年度一般会計歳入歳出予算の概要でございます。

予算関係資料の20ページ以降につきましては、主要事業の一覧表及び事業内容等を記載した個票を添付をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、令和6年度一般会計当初予算についてご提案を申し上げます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○民生部長 不破生美君

それでは、予算書の277ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第20号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」。

令和6年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億6,322万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和6年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきますので、ご用意をお願いいたします。

それでは、1ページ目をご覧ください。

令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表でございます。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税から8款諸収入まで、総額が35億6,322万6,000円でございます。昨年度比3,677万4,000円の減額でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、1款1項国民健康保険税は、1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税合わせて6億8,247万8,000円、前年度比6,857万8,000円の減額でございます。

次に、少し飛びまして、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金が25億465万3,000円、前年度比3,602万円の減額でございます。こちらは、被保険者の医療費相当分を県から交付を受けるものでございます。

次に、飛びまして、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億7,389万3,000円、2項基金繰入金、1目国民健康保険支払準備基金繰入金1億5,000万円、合わせて3億2,389万3,000円でございます。

続きまして、7款1項1目繰越金3,795万円、こちらは前年度繰越金でございます。

以上、歳入総額が35億6,322万6,000円でございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費から 8 款予備費まで、総額35億6,322万6,000円でございます。昨年度比3,677万4,000円の減額でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費3,202万2,000円、2 目連合会負担金135万6,000円でございます。

次に、保険給付費、総額24億8,174万9,000円、前年度比2,880万3,000円減額でございます。

主なものといたしましては、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費21億3,000万円、3 目一般被保険者療養費3,048万円、5 目審査支払手数料720万5,000円、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 2 億9,545万2,000円、1 つ飛びまして 4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金として1,500万円、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費325万円でございます。

次に、3 款国民健康保険事業費納付金、総額10億971万8,000円でございます。内訳といたしましては、1 項医療給付費分が 7 億419万円、2 項後期高齢者支援金等分が 2 億2,583万2,000円、3 項介護納付金分が7,969万6,000円でございます。こちらは、愛知県のほうへ納付金として納める金額でございます。

次に、5 款保健事業費、1 項 1 目特定健診等事業費2,757万1,000円でございます。

以上、総額35億6,322万6,000円、昨年度比3,677万4,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務部長 鈴木 敬君

では、続いて、予算書327ページをお願いいたします。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第21号「令和6年度蟹江町土地取得特別会計予算」。

令和6年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,872万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

334ページ、335ページをお願いいたします。

歳入予算です。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目土地開発基金運用収入、予算額44万6,000円、土地開発基金預金利子でございます。

続いて、2 項財産売払収入、1 目土地売払収入、予算額1億5,937万4,000円、土地売払代金でございます。

それから、2款1項1目繰越金、頭出しの1,000円でございますが、前年度繰越金となっております。

それから、3款諸収入、2項1目土地開発基金借入金、予算額3億1,890万6,000円、土地開発基金の借入金でございます。

2項諸収入、1目雑入、頭出しの1,000円となっております。

以上が歳入予算でございます。

それから、続きまして、336ページ、337ページをお願いいたします。

歳出予算になります。

1款1項土地取得費、1目土地取得費、予算額3億1,890万8,000円。内容としまして、まず、需用費、土地購入印紙代金等10万2,000円、それから、役務費としまして不動産鑑定料350万円、それから、委託料、物件補償調査業務委託料をはじめ3件合計しまして375万円、それから、公有財産購入費、土地購入費となりますが1億3,549万3,000円、最後、補償金ということで1億7,606万3,000円でございます。

続いて、338ページ、339ページをお願いいたします。

2款1項1目土地開発基金費です。予算額44万6,000円、こちら土地開発基金預金利子の積立金でございます。

続きまして、340ページ、341ページをお願いいたします。

3款1項諸支出金、1目土地開発基金償還金、予算額1億5,937万4,000円でございます。こちら、土地開発基金の償還金ということで基金への戻し金となります。

以上のとおり提案しますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○民生部長 不破生美君

どうも失礼いたします。

それでは、343ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第22号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」。

令和6年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億8,546万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別冊の令和6年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

それでは、3ページ目をご覧ください。

歳入でございます。

1款保険料から9款諸収入まで、総額が28億8,546万9,000円でございます。昨年度比1億194万9,000円の増額でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料5億9,889万9,000円、前年度比3,621万2,000円減額でございます。

次に、3款国庫支出金は、1項国庫負担金と2項国庫補助金合わせて5億8,819万7,000円でございます。介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担分でございます。

次に、4款支払基金交付金は、7億4,263万9,000円。

5款県支出金は、1項県負担金と2項県補助金合わせて3億9,986万8,000円。

続いて、7款繰入金、1項一般会計繰入金が、1目介護給付費繰入金から5目事務費等繰入金まで合わせまして4億4,527万1,000円、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金1億1,000万円でございます。

以上、歳入総額が28億8,546万9,000円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費から6款予備費まで、総額28億8,546万9,000円でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費と2項徴収費合わせて6,248万2,000円。

2款保険給付費が、26億6,833万1,000円。内訳といたしまして、1項1目保険給付費が25億9,322万1,000円、2目審査支払手数料が158万3,000円、2項1目高額介護サービス等費7,352万7,000円でございます。

3款地域支援事業費、総額が1億4,205万5,000円。内訳といたしまして、1項介護予防・生活支援サービス事業費7,460万2,000円、2項一般介護予防事業費738万8,000円、3項包括的支援事業・任意事業費5,986万5,000円、4項その他諸費、1目審査支払手数料が20万円でございます。

歳出総額が28億8,546万9,000円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

続きまして、予算書の383ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第23号「令和6年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」。

令和6年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,467万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

390ページ、391ページをご覧ください。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目コミュニティ・プラント事業分担金、本年度予算額は頭出しの1,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項1目使用料、本年度予算額は420万1,000円でございます。

第3款繰入金、第1項1目一般会計繰入金、本年度予算額は1,046万5,000円でございます。

第4款繰越金、第1項1目繰越金、本年度予算額は頭出しの1,000円でございます。

第5款諸収入、1項1目預金利子と2項1目雑入につきましては、それぞれ頭出しの1,000円でございます。

よって、歳入合計は1,467万円とさせていただきます。

次に、392ページ、393ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額は1,467万円でございます。

各項目の主なものといたしましては、393ページの説明欄の10節需用費の光熱水費で267万9,000円、11節役務費の汚泥処理手数料で140万3,000円、12節委託料といたしましては、処理施設の維持管理業務などの委託料で469万7,000円でございます。14節の工事請負費は、下水道管維持管理修繕等の工事と蟹江南クリーンセンター内の機器整備修繕工事を含めまして552万5,000円でございます。

前年度と比較しますと、歳入歳出それぞれ149万2,000円の増でございます。

以上のとおりご提案させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○民生部長 不破生美君

引き続きご提案申し上げます。

395ページをお願いいたします。

議案第24号「令和6年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」。

令和6年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,348万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別冊の令和6年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

それでは、5ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料から6款繰越金まで、総額が10億5,348万8,000円でございます。昨年度比9,845万9,000円の増額でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、1款1項1目後期高齢者医療保険料として5億3,522万8,000円、前年度比8,438万8,000円の増額でございます。

次に、2款県支出金、1項県補助金、1目保険基盤安定拠出金が7,787万1,000円。

1つ飛びまして、4款繰入金、一般会計繰入金、1目療養給付費繰入金が3億8,944万8,000円、2目保険基盤安定繰入金2,595万8,000円、3目事務費繰入金2,392万9,000円でございます。

以上、歳入総額が10億5,348万8,000円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費から4款予備費まで、総額が10億5,348万8,000円でございます。

主なものとしていたしましては、1款総務費、1目一般管理費が944万円、2項徴収費、1目賦課徴収費が55万9,000円でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、総額10億4,243万6,000円でございます。内訳は、右の説明欄に記載してございますけれども、療養給付費負担金が3億8,944万8,000円、保険料等負担金が6億3,905万8,000円、事務費負担金が1,393万円で、歳出のうち98.95%を占める支出となっております。

以上、歳出総額が10億5,348万8,000円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、別冊でございますが、蟹江町水道事業会計予算書1ページをご覧ください。
ご提案申し上げます。

議案第25号「令和6年度蟹江町水道事業会計予算」。

総則。

第1条、令和6年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、年間総配水量といたしまして、448万4,000立方メートル。

2、1日平均配水量といたしまして、1万2,251立方メートル。

3、有収水量といたしましては、387万9,000立方メートル。

4、有収率といたしましては、86.5%。

5、給水加入件数は、1万4,502件。

6、給水人口は、3万5,821人。

7、主な建設改良事業につきましては、配水管施設工事費として3億6,890万円、拡張工事費として2,000万円、固定資産取得費として7,436万9,000円でございます。

次に、収益的収入及び支出でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で7億5,297万8,000円でございます。

支出の部。

第1款水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億4,104万8,000円でございます。

1ページはねていただきまして、資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,773万円は、過年度分損益勘定留保資金2,398万9,000円、当年度分損益勘定留保資金9,595万3,000円、建設改良積立金4,008万8,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,770万円を補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の企業債から第3項の固定資産売却代金までの合計で3億1,763万8,000円でございます。

支出の部。

第1款資本的支出は、第1項の建設改良費と第2項の予備費の合計で5億1,536万8,000円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、水道管路耐震化事業、限度額は2億5,000万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどお願いします。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、第7条に定める経費を除き、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費7,440万4,000円。

2、交際費1万円でございます。

次に、たな卸資産購入限度額。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、873万8,000円と定める。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページの令和6年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から24ページの令和6年度資本的収支と補てん財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほどよろしくお願いします。

25ページからの令和6年度予算実施計画明細書につきましては、別添A3の資料にて説明させていただきます。

別添A3資料の令和6年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益。科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益と3目のその他営業収益の合計で7億1,102万6,000円。第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から5目の雑収益までの合計で4,195万円。第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益で2,000円を計上させていただきました。

本年度予定額の合計といたしましては7億5,297万8,000円、前年度予定額は7億5,219万5,000円で、比較いたしますと78万3,000円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款水道事業費用。科目、第1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用までの合計で7億3,307万6,000円。第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息と3目の雑支出の合計で297万円。第3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目の過年度損益修正損の合計で2,000円。第4項予備費につきましては、500万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては7億4,104万8,000円、前年度予定額は7億3,556万9,000円で、比較いたしますと547万9,000円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いします。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入。科目、第1項企業債、1目企業債につきましては、2億5,000万円。第2項の工事負担金、2目工事負担金につきましては、6,763万7,000円、第3項固定資産売却代金、3目固定資産売却代金といたしましては1,000円。本年度予定額の合計といたしましては3億1,763万8,000円、前年度予定額は1億9,763万8,000円で、比較いたしますと1億2,000万円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出。科目、第1項建設改良費は、1目の事務費から4目の固定資産取得費までの合計で5億1,506万8,000円でございます。第3項の予備費につきましては30万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては5億1,536万8,000円、前年度予定額は5億3,440万円で、比較いたしますと1,903万2,000円の減でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,773万円の補てんにつきましては、先ほど予算書2ページの第4条で資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

続きまして、別冊、蟹江町下水道事業会計予算書及び予算説明書の1ページをご覧ください。

ご提案申し上げます。

議案第26号「令和6年度蟹江町下水道事業会計予算」。

総則。

第1条、令和6年度蟹江町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- 1、年間排出量といたしましては、195万9,000立方メートル。
- 2、1日平均排出量といたしましては、5,367立方メートル。

- 3、年間有収水量といたしましては、176万7,000立方メートル。
- 4、有収率といたしましては、90.2%を挙げさせていただきました。
- 5、接続戸数といたしましては、5,482件。
- 6、水洗化人口1万7,502人でございます。
- 7、主な建設改良事業といたしましては、公共下水道管渠（きょ）布設工事7億8,478万円、公共汚水ます設置工事2,500万円、宅内ポンプ設置工事2,000万円でございます。

次に、収益的収入及び支出でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第1款下水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で7億2,765万円でございます。

支出の部。

第1款下水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で6億5,678万3,000円でございます。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,086万7,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額539万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億9,546万9,000円で補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の企業債から第5項の一般会計補助金までの合計で9億6,355万円でございます。

1ページをはねていただきまして、支出の部。

第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の予備費までの合計で11億8,441万7,000円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、公共下水道事業の限度額4億3,740万円と流域下水道事業の限度額820万円でございます。なお、起債の方法と利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は10億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め

る。

1、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費7,826万6,000円でございます。

他会計からの補助金。

第9条、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4億3,755万2,000円である。

令和6年3月1日提出、蟹江町長、横江淳一。

3ページの令和6年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画から19ページの注記につきましては、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

21ページからの令和6年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画明細書につきましては、別添のA3資料で説明させていただきます。

別添A3資料の令和6年度蟹江町下水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

1款下水道事業収益。科目、第1項営業収益につきましては、1目の下水道使用料と2目のその他営業収益の合計で2億3,924万5,000円。第2項の営業外収益は、1目の営業利息及び配当金から7目の雑収益までの合計で4億8,840万3,000円。第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益の合計で2,000円を計上させていただきました。本年度予定額の合計といたしましては7億2,765万円、前年度予定額は6億5,147万9,000円で、比較いたしますと7,617万1,000円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款下水道事業費用。科目、第1項の営業費用につきましては、1目の管渠（きよ）費から4目の減価償却費までの合計で5億7,915万8,000円。第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から4目の雑支出の合計で7,752万3,000円、第3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目の過年度損益修正損の合計で2,000円でございます。第4項予備費につきましては、10万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては6億5,678万3,000円、前年度予定額は6億1,167万7,000円で、比較いたしますと4,510万6,000円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いします。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入。科目、第1項企業債、1目企業債は、下水道事業債の4億4,560万円。第2項負担金及び分担金、1目負担金及び分担金、受益者負担金及び流域外流入分担金の1,868万9,000円でございます。第3項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金として1,000円でございます。第4項国庫補助金、1目国庫補助金は、下水道管渠（きよ）等の整備に係る国庫補助金の3億7,750万円です。第6項一般会計補助金、1目一般会計補助金は1億2,176万円です。本年度予定額の合計といたしましては9億6,355万円、前年度予定額は8億1,170万1,000円で、比較いたしますと1億5,184万9,000円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出。科目、第1項建設改良費、1目公共下水道事業費は、下水道管渠等の建設改良に要する費用で9億9,588万5,000円でございます。第2項の企業債償還金、1目企業債償還金は1億8,843万2,000円です。第3項の予備費につきましては、10万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしまして11億8,441万7,000円、前年度予定額は10億5,150万3,000円で、比較いたしますと1億3,291万4,000円の増でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億2,086万7,000円につきましては、先ほど予算書2ページの第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第26号までの8議案は、来る3月15日、18日の両日かけて審議をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第26号までの8議案は精読とされ、3月15日、18日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

ここで、水道課長、下水道課長の退席と、住民課長の入場を許可します。保険医療課長は席を移動してください。

職員の入替のため、暫時休憩とします。

（午後2時01分）

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時02分）

○議長 水野智見君

お諮りします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」、同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」、同一件名で上程されています議案第1号及び議案第2号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第3号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）」をこの際日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、5案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第34 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

海部地区環境事務組合議会議員に、三浦知将君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました三浦知将君を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました三浦知将君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました三浦知将君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長 水野智見君

追加日程第35 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決します。

お諮りします。

同意第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

○議長 水野智見君

追加日程第36 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第37 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第38 議案第3号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

(午後2時07分)